

逗子市避難行動要支援者避難支援計画

逗子市

令和6年6月（改訂版）

目 次

第1章 基本的な考え方

- 1 背景と目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 2 基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 3 避難支援体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

第2章 個別避難計画の作成

- 1 個別避難計画作成の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
- 2 避難行動要支援者名簿等の作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
- 3 名簿情報提供に関する同意確認・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
- 4 名簿情報の提供・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
- 5 個別避難計画の作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
- 6 個別避難計画の共有・管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
- 7 個別避難計画の確認・修正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6

第3章 日頃の備え

- 1 情報伝達体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
- 2 避難支援体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
- 3 取組みの促進等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8

第4章 災害発生後の対応

- 1 避難行動要支援者に対する情報伝達及び安否確認の実施・・・・・・・・・・・・・9
- 2 避難支援の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
- 3 名簿情報の平常時からの提供に不同意であった者への避難支援・・・・・・・・・・・・・9

第5章 避難所等における避難行動要支援者の支援体制

- 1 相談窓口の設置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
- 2 避難行動要支援者への支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
- 3 福祉避難所・医療機関等への移送・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10

- 様式1 避難行動要支援者名簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
- 様式2 避難行動要支援者リスト・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
- 様式3 個別避難計画作成のために個人情報を提供する同意届・・・・・・・・・・・・・13
- 様式4 避難行動要支援者名簿受領書兼誓約書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
- 様式5 個別避難計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
- 様式6 個別避難計画変更届出書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
- 資 料 避難行動要支援者の避難行動などの特徴と主な留意事項・・・・・・・・・・・・・19

第1章 基本的な考え方

1 背景と目的

災害による被害を未然に防止するためには、日頃の防災対策が不可欠であり、災害に対する備えの有無が被害の規模を大きく左右すると言っても過言ではありません。防災対策の推進に当たっては総合的な取組みが重要であり、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）の避難支援対策は大きな課題となっています。

中でも、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）の避難を支援するためには「個別避難計画」を策定していく必要があります。

この計画は、災害発生時における避難行動要支援者への支援を適切かつ円滑に実施するため、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を踏まえ、本市における避難行動要支援者の避難支援対策について、その基本的な考え方や進め方を明らかにしたものであり、避難行動要支援者の自助及び地域（近隣）の共助を基本とし、避難行動要支援者の避難支援体制の整備を図ることにより、もって地域の安心・安全体制を強化することを目的としています。

2 基本的な考え方

避難行動要支援者の避難支援については、避難行動要支援者も含めて、まずは一人ひとりが自分や家族の身は自分で守るという意識のもとに行う「自助」、そのうえで隣近所への声かけや安否確認、さらに自主防災組織などによる組織的な安否確認、避難誘導等の「共助」が確実におこなわれる取組が、重要となります。

このような「自助」、「共助」が機能するためには、日頃から地域で話し合いの機会を設けるなど支援体制の構築に向けた活動が重要であり、避難行動要支援者の避難支援に当たっては「地域の人、地域で守る」を基本とし、地域のさまざまな人と人とのつながりにより平常時・災害発生時を通じた支援体制づくりを進めていくことが求められています。

3 避難支援体制

(1) 市の役割

ア 避難行動要支援者避難支援計画の作成

イ 避難行動要支援者名簿の作成

ウ 避難行動要支援者名簿登載者に対する名簿情報を提供することについての同意確認

エ 避難行動要支援者名簿に記載又は記録された情報（以下「名簿情報」という。）の提供（平常時は同意者のみの情報提供）

オ 制度の普及・啓発

(2) 自主防災組織及び自治会、町内会、マンション管理組合のうち、災害時において自主防災組織の役割を担う団体（以下「自主防災組織等」という。）の役割

ア 日頃の活動等を通じての地域において支援が必要な者の把握

イ 避難行動要支援者リストの作成

ウ 避難行動要支援者リスト登載者に対する「個別避難計画」作成についての同意確認・働きかけ

エ 地域に対する「避難支援者」としての協力呼びかけ、避難支援者の確保

オ 「個別避難計画」の作成

カ 「個別避難計画」の提供

(3) 地域住民（避難支援者）の役割

ア 平常時

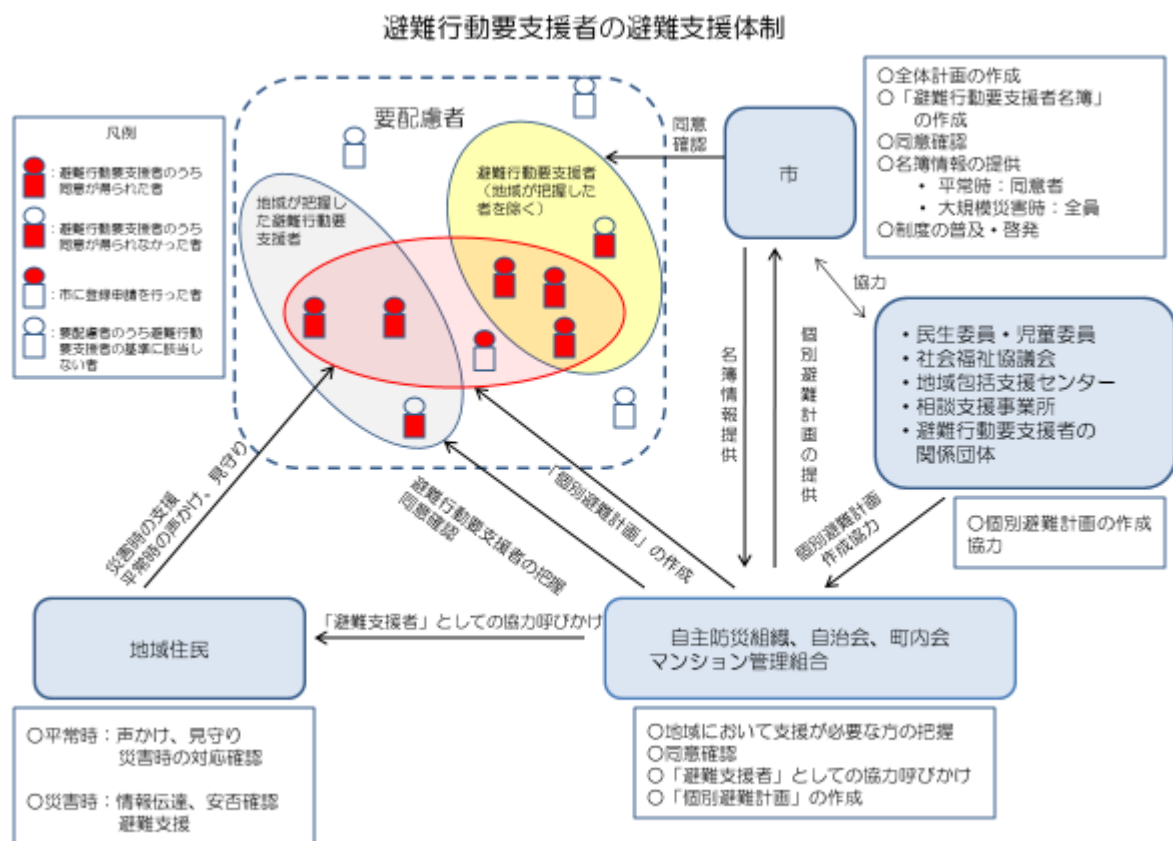
- ① 声かけ
- ② 見守り
- ③ 災害時の対応確認

イ 災害時

- ① 情報伝達
- ② 安否確認
- ③ 避難支援

(4) 民生委員・児童委員、社会福祉協議会、地域包括支援センター、基幹相談支援センター、相談支援事業所、避難行動要支援者の関係団体（逗子市手をつなぐ育成会、逗葉ろうあ協会）の役割

自主防災組織が行う「個別避難計画」作成への協力



第2章 個別避難計画の作成

1 個別避難計画作成の目的

災害発生時又はそのおそれが高まったときに、避難支援・誘導を迅速かつ適切に実施するためには、避難行動要支援者一人ひとりについて、だれが支援して、どこに避難所等に避難させるかをあらかじめ定めておく必要があります。

このため、避難行動要支援者本人やその家族等とともに、支援に関する必要事項や災害時に安否確認や避難支援に協力する者（以下「避難支援者」という。）等を記載した個別避難計画を作成します。

2 避難行動要支援者名簿等の作成

(1) 避難行動要支援者

次の基準に該当する者を避難行動要支援者とします。

- ① 要介護認定結果が要介護3以上でかつ、ひとり暮らしの高齢者
- ② 身体障害者手帳を所持している者のうち「肢体不自由（1～2級）」の者
- ③ 身体障害者手帳を所持している者のうち「聴覚障害・平衡機能障害」の者
- ④ 身体障害者手帳を所持している者のうち「視覚障害」の者
- ⑤ 療育手帳Aを所持している者
- ⑥ 精神保健福祉手帳1級を所持している者
- ⑦ 妊産婦
- ⑧ 乳幼児（3歳以下）
- ⑨ 日本語の理解が十分でない外国人
- ⑩ 地域が災害発生時に支援が必要と認めた者
- ⑪ 上記①から⑨に準じる者で、自ら支援を希望し個人情報を提供することに同意した者

(2) 避難行動要支援者情報の収集

ア 市が行う避難行動要支援者情報の収集（上記基準の①～⑨、⑪に該当する者）

個人情報の保護に関する法律第61条に規定する個人情報の保有の制限等の外規定に基づき、以下の台帳により避難行動要支援者情報を収集します。

- ① 介護保険受給者台帳
- ② 身体障害者手帳交付台帳
- ③ 療育手帳交付台帳
- ④ 精神保健福祉手帳交付台帳
- ⑤ ひとり暮らし高齢者台帳
- ⑥ 母子健康手帳管理台帳

イ 地域が行う避難行動要支援者情報の収集（上記基準の⑩に該当する者）

自主防災組織等は、日頃の活動等を通じて、また、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、地域包括支援センター、基幹相談支援センター、相談支援事業所、避難行動要支援者の関係団体などの協力を得て、地域において支援が必要な者の情報を収集しま

す。

(3) 避難行動要支援者名簿の作成

市は、基準①～⑨及び⑪に該当する者を登載した避難行動要支援者名簿（様式1）を作成します。その際、次の情報を収集して、名簿情報として避難行動要支援者名簿に記載します。

- ① 氏名
- ② 生年月日
- ③ 性別
- ④ 住所
- ⑤ 電話番号
- ⑥ 避難支援等を必要とする事由
- ⑦ 自主防災組織等

(4) 避難行動要支援者リストの作成

自主防災組織等は、地域が把握した災害発生時に支援が必要と思われる者のリスト（避難行動要支援者リスト（様式2））を作成します。

3 名簿情報提供に関する同意確認

- (1) 市は、避難行動要支援者名簿登載者に対して、制度の趣旨及び自主防災組織等への名簿情報提供についての「個別避難計画作成のために個人情報を提供する同意届」（様式3）を送付するなどして理解を得るとともに同意確認を行います。
- (2) 自主防災組織等は、民生委員・児童委員等の協力を得て、地域が把握した避難行動要支援者を訪問するなどして、制度の趣旨を説明し名簿情報の提供について理解を得るとともに、同意確認を行い、必要事項を「個別避難計画作成のために個人情報を提供する同意届」に記入してもらいます。
- (3) 同意確認に際しては、「災害はいつ起こるかわからないこと」や「災害発生時に避難支援者が近くにいなかったり、避難支援者自身が被害にあったりすることは十分考えられること」をよく説明し、「必ず避難支援者が来るとは限らないこと」を承知していただき、名簿に掲載され、避難支援者がその情報を共有していることが、避難支援者が必ず助けてくれることを保証するものではないということについてあらかじめ理解されるよう説明します。

4 名簿情報の提供

市は、避難支援等の実施に必要な限度で、名簿情報提供の同意が得られた者及び自ら支援を希望し個人情報の提供に同意した者の名簿情報を、自主防災組織等、消防本部、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、地域包括支援センター、基幹相談支援センター、相談支援事業所、避難行動要支援者の関係団体に提供できます。また、名簿を受領した際には避難行動要支援者名簿受領書兼誓約書（様式4）を市に提出してもらいます。

5 個別避難計画の作成

(1) 自主防災組織等は、次の者を対象に個別避難計画を作成します。

ア 市から個別避難計画作成対象者としての名簿情報の提供を受けた者

イ 地域で把握した避難行動要支援者のうち名簿情報の提供についての同意が得られた者

(2) 自主防災組織等は、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、地域包括支援センター、基幹相談支援センター、相談支援事業所、避難行動要支援者の関係団体などの協力・支援を得ながら、個別避難計画作成対象者を個別に訪問するなどして、本人と具体的な避難支援等の方法について打ち合せしながら計画を作成していきます。

(3) 避難支援者の確保

ア 自主防災組織等は、避難行動要支援者に避難情報を伝えて避難を促したり安否確認や避難所までの避難を支援する「避難支援者」を、可能な限り隣近所から探し、協力を求めます。

協力を求めるに当たり、避難支援者はその時の状況や災害の状況に応じて可能な範囲で避難支援を行うものとし、避難支援に当たっては避難支援者本人又は避難支援者の家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提となる旨を説明します。

イ 避難支援者の不在や支援者自身の被災あるいは避難支援者一人では援助できない場合を想定し、可能な範囲で個別避難計画作成対象者一人に対して複数の避難支援者を定めます。

(4) 個別避難計画の内容

個別避難計画には次の内容を記載するものとし、様式5のとおりとします。

ア 避難行動要支援者の住所、氏名、生年月日、電話番号など

イ 災害時に配慮しなくてはならない事項

ウ 家族構成

エ 緊急時の連絡先

オ 避難支援にあたり必要な情報

カ 避難支援者の氏名または団体名、連絡先など

キ 避難場所等の情報及び避難経路

(5) 個別避難計画の提供

自主防災組織等は、作成した個別避難計画を市に提供します。

6 個別避難計画の共有・管理

(1) 個別避難計画の共有の範囲

個別避難計画の原本は自主防災組織等が保管し、副本は、市、避難行動要支援者本人及び避難支援者が共有します。

(2) 個別避難計画の適正管理

個別避難計画を保管する者は、避難支援の目的以外に個別避難計画を使用してはいけません。また、避難行動要支援者が同意した者以外が閲覧することのないよう情報管理に十分配慮します。

7 個別避難計画の確認・修正

避難行動要支援者及び避難支援者は、迅速・的確な避難が実施できるよう、お互いに個別避難計画の内容について事前に確認するものとします。

また、自主防災組織等は、民生委員・児童委員及び避難支援者の協力・支援を得ながら、毎年 1 度、個別避難計画の内容について本人に確認します。内容に変更がある場合は、個別避難計画変更届出書（様式 6）に変更内容を記入し提出してもらい、随時修正し、正しい情報に更新します。

第3章 日頃の備え

1 情報伝達体制の整備

市は、大規模な地震・津波の発生又は災害の発生が予測されるときは、防災行政無線のほか、市内の公共施設に設置している戸別受信機や電話・ファクシミリ、電子メール、市ホームページ、市公式LINE、X（旧Twitter）、ケーブルテレビやコミュニティFM放送局、広報車等様々な手段を確保し、高齢者等避難の緊急情報を提供します。特に、視覚・聴覚障がい者への情報伝達については、災害情報配信サービス（電話・ファクシミリ）を活用してください。

また、発令された高齢者等避難が避難行動要支援者を含めた住民全員に確実に届くよう、電話連絡、直接の訪問等地域ぐるみの情報伝達体制の整備を推進します。

<情報伝達手段>

- ① 防災行政無線の活用（戸別受信機等）
- ② 電話・ファクシミリの活用
- ③ 携帯電話メール（災害情報配信サービス）の活用
- ④ 市ホームページの活用
- ⑤ 市公式LINEの活用
- ⑥ 市公式X（旧Twitter）の活用
- ⑦ ケーブルテレビ、コミュニティFMによる広報
- ⑧ 広報車・消防団等による広報

2 避難支援体制の整備

(1) 地域における避難支援体制の整備

ア 自主防災組織等は、声かけ・見守り活動や犯罪抑止活動等、地域における各種活動を通じて人と人とのつながりを深めるとともに、避難行動要支援者が自ら地域にとけ込んでいくことができる環境づくりを行うなど、地域ぐるみの避難体制の整備に努めます。

イ 地域において避難支援体制の整備を行うためには、自主防災組織等や民生委員・児童委員、社会福祉協議会、地域包括支援センター、基幹相談支援センター、相談支援事業所、避難行動要支援者の関係団体などが顔を合わせ、避難行動要支援者の存在を把握し、支援体制の整備の必要性を共有するとともに、地域での防災訓練の実施などについて検討することが必要です。

ウ 地域による避難支援は、避難行動要支援者と地域及び避難支援者との信頼関係に基づく取り組みであることから、平素から相互にコミュニケーションを図りながら、避難行動要支援者にどのような支援が必要かなど十分話し合っけて信頼関係を深めておくことが大切です。また、大規模な災害が発生したときは、避難支援する側の者が被災者となる可能性もあり、支援活動ができないことも想定されます。このため、「地域による支援活動は義務や責任を伴うものではないこと」を、避難支援を受ける側の者を含め、関係するすべての方々が理解することが必要です。

(2) 社会福祉施設等の避難支援体制の整備

社会福祉施設等においては、市から提供される緊急情報等に基づき、事前に避難行動要支援者の受入れや移動支援など避難支援体制の整備に努め、高齢者等避難等の発令の際は、迅速・確実な避難支援を行うものとしします。

(3) ボランティア等との連携

市及び自主防災組織等は、防災訓練の実施など避難支援におけるボランティア等との連携に努めるものとしします。

3 取組みの促進等

市は、市民に対する説明や広報により取組みに関する普及啓発を行うほか、避難支援者の確保など支援体制の構築についての先進事例の情報提供を行うなどして、それぞれの地域の取組み状況に応じたアドバイスをを行います。また、自主防災組織等や民生委員・児童委員、社会福祉協議会、地域包括支援センター、基幹相談支援センター、相談支援事業所、避難行動要支援者の関係団体などに自主防災組織等との連携を働きかけることにより、地域の取組みが円滑に進むよう積極的に支援します。

第4章 災害発生後の対応

1 避難行動要支援者に対する情報伝達及び安否確認の実施

- (1) 災害が発生した場合、避難支援者は、まず自分や家族の身の安全を確保した上で、避難行動要支援者の支援に向かいます。情報伝達及び安否確認、さらには救護・避難誘導といった支援を状況に応じて円滑かつ迅速に実行します。
- (2) 避難支援者は、市からの防災無線、防災メール、市ホームページ、LINE、X（旧Twitter）及び地域で入手した情報をもとに、避難行動要支援者に災害情報を伝達します。その際、訪問、電話、ファクシミリなど、避難行動要支援者の特性に応じた手段により実施します。
- (3) 避難支援者は、情報を伝達する際に、安否確認を行います。その際、避難行動要支援者自身や居住家屋の被害状況等を把握し、避難の必要があるかどうかを考え適切な支援を行います。

2 避難支援の実施

- (1) 避難支援者は、避難が必要と判断したときは個別避難計画に基づき、避難支援を行います。ただし、無理な状況での避難支援は、むしろ被害を増大させることもあります。人手が足りない場合には、周囲の人に協力を求めるなどして、できる限り安全な対応を行います。なお、避難支援は避難しようとする人を支援するものであり、例えば避難支援者が発災時に避難支援に向かった先で、避難行動要支援者が支援を受けることを拒んだ場合などに、当該避難行動要支援者に対して避難するように説得するような役割まで求めることはありません。
- (2) 避難支援者は、災害発生時に個別避難計画に基づく支援を実施しますが、何らかの理由により支援が実施できないときは、自主防災組織等へ連絡するものとします。また、自主防災組織等においても支援が実施できないときは、自主防災組織等は地区防災拠点へ連絡することとします。

また、倒壊又はそのおそれのある家屋に取り残された場合など、自主防災組織等による支援が困難あるいは危険と判断される場合には、二次災害を避ける上でも無理な活動は行わず、市又は直接警察や消防等の公的機関への救助の要請を行います。

3 名簿情報の平常時からの提供に不同意であった者への避難支援

市は、現に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあり、避難行動要支援者名簿登録者の生命又は身体を保護するため必要があると判断した場合は、その同意の有無にかかわらず、安否確認や避難支援に活用します。

第5章 避難所等における避難行動要支援者の支援体制

1 相談窓口の設置

避難行動要支援者の支援ニーズは一人ひとり異なり、また心身の状態等によっても異なることが考えられます。このことから、市は、支援ニーズを迅速かつ正確に把握するために専門の相談窓口を設け、民生委員・児童委員や地域包括支援センターなどの協力を得て避難所での相談体制を整えます。

2 避難行動要支援者への支援

- (1) 避難行動要支援者に対して、環境のよい場所へ受け入れるようできるだけ配慮を行い、併せて他の避難者にも協力を求めます。
- (2) 避難所施設においては、障がい者や高齢者が生活する上での障害をできる限り取り除くよう努めます。
- (3) 避難行動要支援者のこころのケアをするために、必要により専門の職員の派遣を要請します。
- (4) 介護を必要とする高齢者・障がい者等については、避難所内に福祉避難室として、専用スペースを設けて受け入れます。福祉避難室には、間仕切りパネル等を設置し、プライバシーを確保するとともに、簡易ベッド、障がい者用仮設トイレ、車いす等必要とする器具等の配置に努めます。
- (5) 仮設トイレの設置に当たっては、視覚障がい者の利用を考慮し、数基（最低1基）を壁沿いに配置するか、ロープにより誘導できるようにする等の措置を講じます。
- (6) 情報提供に当たっては、避難行動要支援者一人ひとりの心身の状態等に配慮し、紙媒体や音声・文字・手話など様々な方法を用いて実施します。
- (7) 必要に応じて、ボランティアの支援を求めます。
- (8) 日本語が不自由な外国人避難者がいる場合は、災害対策本部へ連絡し、通訳又は通訳ボランティアの派遣等を要請します。

3 福祉避難所・医療機関等への移送

市は、障がいの重度化や合併症の予防の観点から、医師、看護師、保健師等の協力を得て、健康状態の確認や相談に応じながら、その結果によっては福祉避難所や福祉施設、医療機関への移送を検討します。

避難行動要支援者名簿

番号	氏 名	生年月日	性 別	住 所	電話番号	避難支援等を必要とする事由		自主防災組織等	名簿情報の 提供同意の有無
					その他連絡先	種 別	等級等		
			男・女	逗子市		介・障・妊・乳幼・外・他			有・無
			男・女	逗子市		介・障・妊・乳幼・外・他			有・無
			男・女	逗子市		介・障・妊・乳幼・外・他			有・無
			男・女	逗子市		介・障・妊・乳幼・外・他			有・無
			男・女	逗子市		介・障・妊・乳幼・外・他			有・無
			男・女	逗子市		介・障・妊・乳幼・外・他			有・無
			男・女	逗子市		介・障・妊・乳幼・外・他			有・無
			男・女	逗子市		介・障・妊・乳幼・外・他			有・無
			男・女	逗子市		介・障・妊・乳幼・外・他			有・無
			男・女	逗子市		介・障・妊・乳幼・外・他			有・無
			男・女	逗子市		介・障・妊・乳幼・外・他			有・無
			男・女	逗子市		介・障・妊・乳幼・外・他			有・無
			男・女	逗子市		介・障・妊・乳幼・外・他			有・無
			男・女	逗子市		介・障・妊・乳幼・外・他			有・無
			男・女	逗子市		介・障・妊・乳幼・外・他			有・無
			男・女	逗子市		介・障・妊・乳幼・外・他			有・無
			男・女	逗子市		介・障・妊・乳幼・外・他			有・無
			男・女	逗子市		介・障・妊・乳幼・外・他			有・無
			男・女	逗子市		介・障・妊・乳幼・外・他			有・無
			男・女	逗子市		介・障・妊・乳幼・外・他			有・無
			男・女	逗子市		介・障・妊・乳幼・外・他			有・無

避難行動要支援者リスト

[illegible]

個別避難計画作成のために個人情報を提供する同意届

住 所	逗子市	電 話	
ふりがな		性 別	男 ・ 女
お名前			
生年月日	年 月 日	自主防災組織、自治会・町内会の加入の有無に○をつけてください。 (団体名を記入)	加入 ・ 未加入 ()
避難支援等を必要とする事由	☐ 介護保険の認定を受けている 要介護状態区分： ☐ 手帳所持 障がい名：() 等級： ☐ 妊産婦 ☐ 乳幼児 ☐ その他 【特記事項】		

※同意いただいた場合「避難支援等を必要とする事由」は平時から避難支援等関係者に提供されます。同意いただかなかった場合でも、災害対策基本法第49条の11第3項の規定により、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、人命救助のため名簿情報は避難支援等関係者に提供されます。

逗子市長

避難行動要支援者は、避難支援等関係者への情報提供に同意することにより、避難支援等関係者（地域等）から災害時における避難行動の際の支援を受ける可能性が高まりますが、避難支援等関係者自身や家族などの安全が前提のため、同意によって、災害時の避難行動の支援が必ずなされることを保証するものではなく、また、避難支援等関係者は、法的な責任や義務を負うものではありません。

上記の内容を理解し、避難の支援、安否の確認、その他の生命又は身体を災害から保護を受けるために、個人情報を避難支援等関係者に提供することに、

☐ 同意します

☐ 同意しません

年 月 日 氏名

(代筆

続柄

)

※同意の意思について、変更の申出がない限り自動継続とします。

※避難支援等関係者とは自主防災組織等、消防本部、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、地域包括支援センター、基幹相談支援センター、相談支援事業所、避難行動要支援者の関係団体をいいます。

※個別避難計画を作成するため、自主防災組織等の関係者が訪問調査を行いますので、その際はご協力ください。

年 月 日

年 月 日

避難行動要支援者名簿受領書兼誓約書

逗子市長

住 所 _____

氏 名 _____

機関名称 _____

逗子市避難行動要支援者避難支援制度実施要綱に基づき、避難行動要支援者名簿を受領しました。
受領した避難行動要支援者名簿に記録された情報は、同実施要綱に基づき、避難行動要支援者に対する必要な支援のために利用します。

なお、記載された個人情報の取り扱いについては、漏えい等事故のないよう適切に管理いたします。

また、今後、追加登録、登録内容の変更に伴って受領する避難行動要支援者名簿についても同様の扱いとします。

個 別 避 難 計 画

年 月 日作成

(高·障·妊·乳幼·外·他)

自主防災組織等

(高・障・妊・乳幼・外・他)			自主防災組織等			
住 所		逗子市	電 話			
			FAX			
ふりがな 氏名			携 帯			
			メールアドレス			
生年月日		年 月 日			性別	男・女
災害時に配慮しなくてはならない事項		あてはまるものすべてに ☒ ☐ 立つことや歩行ができない ☐ 物が見えない（見えにくい） ☐ 危険なことを判断できない ☐ 妊産婦 ☐ その他（ ） ☐ 音が聞こえない（聞き取りにくい） ☐ 言葉や文字の理解がむずかしい ☐ 顔を見ても知人や家族とわからない ☐ 乳幼児（ ）人）保護者 ☐ 避難勧告などが出た場合情報を伝えてほしい ☐ コミュニケーション ☐ できる ☐ 手段があればできる ☐ どんな手段を用いても理解できない ☐ コミュニケーションに必要な手段 ☐ 大きな声 ☐ 筆談 ☐ 絵カード・写真 ☐ ジェスチャー ☐ その他（ ） ☐ 避難する時に誰かに介助して欲しい ☐ 支えが必要 ☐ 杖・歩行器所持 ☐ 車いす所持 ☐ 所持していない（手段： ）				
		☐ ひとり暮らし ☐ 日中ひとり ☐ 高齢者のみ ☐ 障がい者のみ ☐ 高齢者と障がい者のいる世帯 ☐ 高齢者と障がい者のみの世帯 ☐ 乳幼児のいる世帯 ☐ その他（ ）				
普段いる部屋				寝室の位置		
緊急連絡先	ふりがな 氏名（団体名）			連絡先	電 話	
	住 所				FAX	
	本人との関係				携 帯	
					メールアドレス	
緊急連絡先	ふりがな 氏名（団体名）			連絡先	電 話	
	住 所				FAX	
	本人との関係				携 帯	
					メールアドレス	

避難支援者	氏名（団体名）		連絡先	電 話	
	住 所			F A X	
	本人との関係			携 帯	
				メールアドレス	
避難支援者	氏名（団体名）		連絡先	電 話	
	住 所			F A X	
	本人との関係			携 帯	
				メールアドレス	
避難支援者	氏名（団体名）		連絡先	電 話	
	住 所			F A X	
	本人との関係			携 帯	
				メールアドレス	

避難場所等情報 （避難経路）	※位置・経路・移動するまでの図及び注意すべき事項を記載
-------------------	-----------------------------

上記情報について、記載内容に誤りがないことを確認するとともに、逗子市及び避難支援等関係者に提供することに同意します。

年 月 日 氏名_____

代理の方が記載する場合は、次の破線内にも記入をお願いします。

代理人住所		代理人氏名	
本人との関係		連絡先	

個別避難計画変更届出書

【変更内容】変更がある項目を記載してください。

年 月 日作成

(高・障・妊・乳幼・外・他)

		自主防災組織等			
住 所		逗子市		電 話	
				F A X	
ふりがな 氏名				携 帯	
				メールアドレス	
生年月日		年 月 日		性別	男・女
災害時に配慮しなくてはならない事項		あてはまるものすべてに ☒ ☐ 立つことや歩行ができない ☐ 音が聞こえない（聞き取りにくい） ☐ 物が見えない（見えにくい） ☐ 言葉や文字の理解がむずかしい ☐ 危険なことを判断できない ☐ 顔を見ても知人や家族とわからない ☐ 妊娠婦 ☐ 乳幼児（ 人）保護者 ☐ その他（ ） ☐ 避難勧告などが出た場合情報を伝えてほしい ☐ コミュニケーション ☐ できる ☐ 手段があればできる ☐ どんな手段を用いても理解できない ☐ コミュニケーションに必要な手段 ☐ 大きな声 ☐ 筆談 ☐ 絵カード・写真 ☐ ジェスチャー ☐ その他（ ） ☐ 避難する時に誰かに介助して欲しい ☐ 支えが必要 ☐ 杖・歩行器所持 ☐ 車いす所持 ☐ 所持していない（手段： ）			
家族構成		☐ ひとり暮らし ☐ 日中ひとり ☐ 高齢者のみ ☐ 障がい者のみ ☐ 高齢者と障がい者のいる世帯 ☐ 高齢者と障がい者のみの世帯 ☐ 乳幼児のいる世帯 ☐ その他（ ）			
普段いる部屋				寝室の位置	
緊急連絡先	ふりがな 氏名（団体名）			連絡先	電 話
	住 所				F A X
	本人との関係				携 帯
					メールアドレス
緊急連絡先	ふりがな 氏名（団体名）			連絡先	電 話
	住 所				F A X
	本人との関係				携 帯
					メールアドレス

避難支援者	氏名（団体名）		連絡先	電 話	
	住 所			F A X	
	本人との関係			携 帯	
				メールアドレス	
避難支援者	氏名（団体名）		連絡先	電 話	
	住 所			F A X	
	本人との関係			携 帯	
				メールアドレス	
避難支援者	氏名（団体名）		連絡先	電 話	
	住 所			F A X	
	本人との関係			携 帯	
				メールアドレス	

避難場所等情報 （避難経路）	※位置・経路・移動するまでの図及び注意すべき事項を記載
-------------------	-----------------------------

上記情報について、記載内容に誤りがないことを確認するとともに、逗子市及び避難支援等関係者に提供することに同意します。

年 月 日 氏名_____

代理の方が記載する場合は、次の破線内にも記入をお願いします。

代理人住所		代理人氏名	
本人との関係		連絡先	

避難行動要支援者の避難行動などの特徴と主な留意事項

区分		一般的な特徴（○）と主な留意事項（●）
継続的な医療支援を必要とする人		● 特殊な医療器具や医薬品等を常時使用する場合は、医療機関との連携調整を図りながら対応する。 必要に応じて医療施設等への収容についても調整する。
高齢者	ひとり暮らし	○ 災害情報の覚知が遅れる場合がある。特に、介護を必要としている場合は、力が衰え行動が遅くなる場合がある。 ● 迅速な情報伝達及び支援者、介助者による避難誘導等が必要である。なお、日ごろから服用している薬があれば携帯するようにする。
	寝たきり	○ 自力で避難できず、また、自分の状況を伝達すること及び自分で判断し、行動することが困難な場合がある。 ● 安否確認及び状況把握が不可欠であり、避難誘導時には支援者、介助者等の援助が必要である。 なお、日ごろから服用している薬があれば携帯するようにする。
	認知症	○ 自分の状況を伝達すること及び自分で判断し行動することが困難である。 ● 必ず支援者、介助者による避難誘導が必要である。 なお、日ごろから服用している薬があれば携帯するようにする。
身体障がい者	視覚障がい	○ 視覚による災害情報の覚知が不可能又は困難な場合が多い。 ● 音声による情報伝達及び状況説明が必要である。また、一般的には家族、支援者、介助者などによる避難誘導が不可欠である。 なお、日ごろから服用している薬があれば携帯するようにする。
	聴覚障がい	○ 音声による避難・誘導指示の認識や、通常の会話によるコミュニケーションが不可能又は困難な場合が多い。 ● 文字をボードに記入するなど、視覚情報（文字、絵図等）を活用した情報伝達や状況説明が不可欠であり、できれば手話通訳者等の協力を得ることが望ましい。 なお、日ごろから服用している薬があれば携帯するようにする。
	肢体不自由	○ 自力歩行や素早い避難行動が困難な場合が多い。 特に、重度の全身性障がい者の場合、自宅内の移動も困難な場合がある。 ● 避難誘導には、一般的には、車いす等の補助器具とともに、家族、支援者、介助者等による介助が必要である。（重度の障がい者の場合には不可欠） なお、日ごろから服用している薬があれば携帯するようにする。

知的障がい者	○ 情報や状況を正確に把握、理解、判断することや、自らの状況を人に伝えることが困難な場合が多い。人によっては、環境の変化による精神的な動揺が見られる場合や、身体障がいなどが重複している場合もある。 ● 避難誘導には、一般的には、家族、支援者、介助者等による介助が必要であり、重複障がいの場合には、車いす等の補助器具が必要な場合もある。 なお、日ごろから服用している薬があれば携帯するようにする。
精神障がい者	○ 災害発生時には、環境の変化により精神的な動揺が激しくなる場合がある。常時服薬が必要とされる人が多い。 ● 災害の不安から大声を出したり異常な行動をしても冷静に対応し、強い不安や症状悪化がみられる場合には、主治医もしくは最寄りの医療機関などへ相談する。 なお、日ごろから服用している薬があれば携帯するようにする。
乳幼児・小学生	○ 自力で災害情報の把握や避難が難しく、全面的に大人の支援が必要である。 ● 保護者等による適切な誘導が必要である。被災状況によっては保育所等への緊急入所等の措置が必要である。
妊婦	○ 災害時に避難行動が遅くなる傾向がある。 ● 介助者による誘導等が必要である。
外国人	○ 日本語を十分理解できない場合がある。また、地震を知らないなど、日本の災害事情や災害時の対応に関する知識が不足している場合がある。 ● 多言語に翻訳したり、やさしく平易な日本語（ひらがな等）を用いた情報提供が必要である。
※ 避難行動要支援者の区分は、一つの目安として利用することが必要である。例えば、視覚障がいと聴覚障がいの2つの障がいがある方には「触手話」等が必要となるが、その担い手は、非常に少ないのが現状であり、対応が困難であることが想定される。 ※ 共通する主な留意事項として、いずれの対象者に対しても、情報を伝える際には、やさしい言葉、わかりやすい言葉で、また、文字は大きく、読みやすく、必要に応じて簡単な図等一目でわかるものを利用することが有効であるといえる。	

発行月	版数
平成 26 年 3 月	初版発行
平成 29 年 1 月	第 2 版発行
令和 6 年 6 月	第 3 版発行